



三井住友海上火災保険株式会社が栗林商船株式会社<9171>株式の変更報告書を提出（保有減少）



東証スタンダードの栗林商船株式会社<9171>について、三井住友海上火災保険株式会社が2026年3月5日付で財務局に変更報告書（5%ルール報告書）を提出した。

提出理由は「株券等保有割合が1%以上減少」によるもの。

報告書によると、三井住友海上火災保険株式会社の栗林商船株式会社株式保有比率は、5.20%と3.14%減少した。

報告義務発生日は、2026年2月27日。